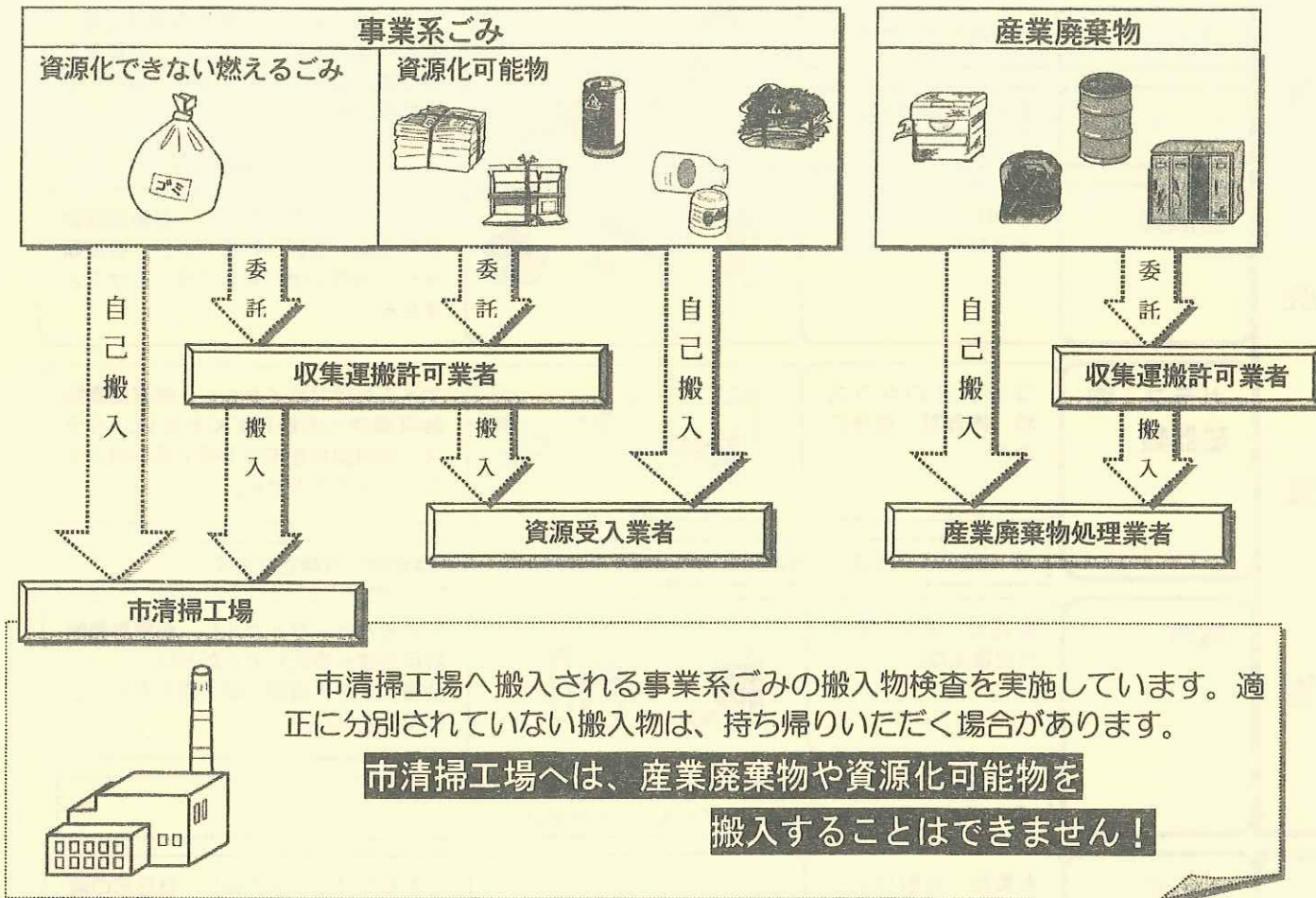


適正処理の方法

裏面の分別方法に従い、事業者から排出されるごみについては、自ら清掃工場等へ搬入するか、収集運搬許可業者に委託するなど適正に処理しなければなりません。

事業系ごみは、家庭ごみの集積所に出すことはできません！



事業系ごみの適正な分別・排出について

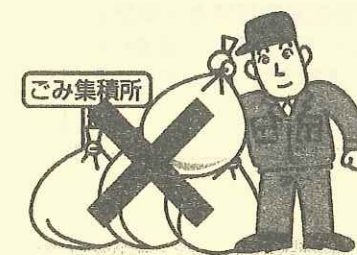
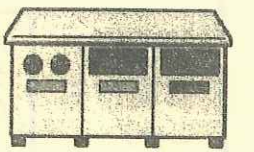
市条例が改正されました

事業者の皆様方には、廃棄物処理法や各種リサイクル法に基づき、日頃から事業活動に伴って発生するごみの減量化や適正処理に取り組んでいただいているところですが、このたび、相模原市条例の改正により、事業系一般廃棄物の適正な分別・排出に係る規定など、事業者の責務が新たに規定されました。

主な改正内容については、以下に示しますが、事業者の皆様におかれましては、裏面のごみと資源の分別方法を参考に、適正な分別・排出処理をお願いいたします。

分別を徹底してください

事業系ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。また、排出段階で適正に分別することにより、焼却ごみが減り、ほとんどが資源となり、事業者のごみ処理に要するコストを抑制することにもなります。

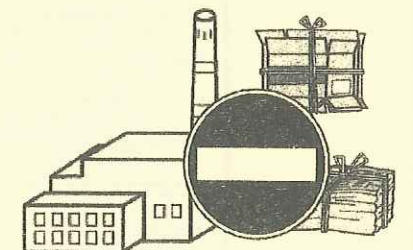


家庭ごみの集積所には排出できません

事業系ごみは、市清掃工場へ自己搬入していただくか、収集運搬許可業者に依頼するなど適正に処理してください。また、清掃工場への搬入は、適正に分別された一般廃棄物のうち、焼却ごみのみです。産業廃棄物や資源化可能物については、収集運搬業者に依頼するか、受入可能業者へ持ち込んでください。

搬入物検査を強化します

市清掃工場へ搬入される事業系ごみへの資源化可能物や産業廃棄物の混入を防止し、資源の有効利用を促進するため、事業者への啓発・指導とともに、搬入制限の強化に取り組みます。適正に分別されていない搬入物は、持ち帰りいただく場合があります。



改善命令書

行政処分が科されます

市長は、事業者が適正に分別して排出していないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、改善を命ずることができます。また、命令に従わない場合は、当該事業者からの搬入を拒否します。

次の行為が条例違反になります

- 資源化可能な古紙などを分別せず、焼却物として清掃工場へ搬入すること。
- 清掃工場へ搬入する一般廃棄物に、産業廃棄物（廃プラスチック、金属くず、ガラスくずなど）を混ぜること。
- 市が収集する家庭ごみの集積所へ事業系ごみを排出すること。

ご相談先一覧

資源回収のご相談

相模原資源回収事業協会	TEL042-774-4136	相模原環境・資源リサイクル協同組合	TEL042-703-8221
相模原資源リサイクル協議会	TEL042-851-5151	津久井環境資源リサイクル協同組合	TEL042-782-8055
津久井環境事業協同組合	TEL042-687-4469		

産業廃棄物処理についてのご相談

（社）神奈川県産業廃棄物協会 TEL045-681-2989

市お問い合わせ先

○事業系一般廃棄物に関するお問い合わせ	事業系ごみ対策課	TEL042-769-8358
○産業廃棄物の処理に関するお問い合わせ	廃棄物指導課	TEL042-769-8335
○事業系ごみの搬入についてのお問い合わせ	南清掃工場	TEL042-748-1133
	北清掃工場	TEL042-779-1110
	津久井クリーンセンター	TEL042-784-2711

平成22年4月以降、組織改正により、「事業系ごみ対策課」は「廃棄物指導課」に統合されます。なお、電話番号はそのまま使用できます。

事業系ごみのごみと資源の分別方法

分別を徹底することにより、ほとんどがリサイクル可能となります。

市清掃工場へ産業廃棄物は搬入できません。また、一般廃棄物であっても、古紙などの資源化可能物の搬入はお断りしています。

一般廃棄物

生ごみ

食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ等（食品加工業を除く。）

生ごみ処理機やリサイクル施設に搬入して、できる限り資源化しましょう。リサイクルできない場合は、自ら市の清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

- 食料品製造業などの業種から発生する生ごみ（動植物性残さ）は産業廃棄物です。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。

一般ごみ （燃やすごみ）

汚れのついた紙、リサイクルできない紙など

自ら市の清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。可能な限りリサイクルするよう、分別を徹底しましょう。

古紙

種類ごとに分別し、古紙のリサイクル業者か一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託したり、リサイクルしてください。資源化可能な古紙は、市の清掃工場へ搬入することはできません。

新聞

新聞、広告チラシなど

雑誌

週刊誌、書籍、パンフレット、カタログなど

段ボール

段ボール

OA古紙

コピー用紙、コンピュータ用紙

雑古紙

メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱など

シュレッダー古紙

シュレッダー処理紙

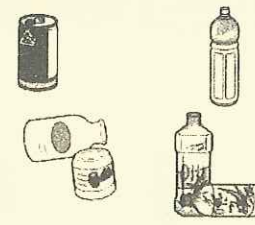
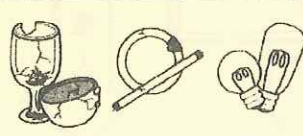
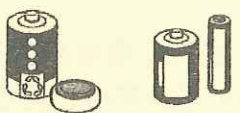
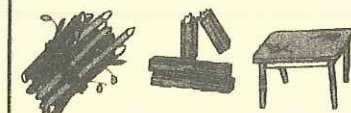
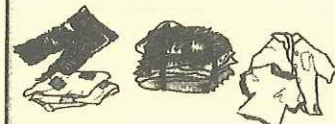
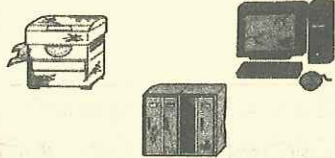
機密書類

個人情報、企業情報など機密性の高い書類

その他の古紙

感熱紙、ワックス加工紙、防水加工紙、ラミネート紙など

- 排出する際は、次の点に留意してください。
 - ・ シールが貼られた封筒等は、シールを取り除くこと。
 - ・ ビニールの付いた窓空封筒などは、ビニールを取り除くこと。
 - ・ 金属やプラスチックが付いたファイル等は、金属等を取り除くこと。
 - ・ 紙に貼られた粘着テープは、取り除くこと。
- 資源化できない古紙は市清掃工場へ搬入可能ですが、量や性状等により搬入できない場合があります。

産業廃棄物	プラスチック類	弁当・カップめんの容器、ラップ類やトレイ、ビニール袋、発砲スチロール、緩衝材類		できるだけリサイクルし、産業廃棄物許可業者へ委託してください。プラスチック類は市の清掃工場へ搬入することはできません。
	缶	飲料用の缶など		できるだけリサイクルし、産業廃棄物許可業者へ委託してください。びん、かん、ペットボトルを市の清掃工場へ搬入することはできません。自動販売機で購入したものの処理は、飲料の納入業者に依頼してください。
	びん	飲料用のびんなど		
	ペットボト	飲料用・調味料用のペットボトル		
	金属類	刃物類、スプレー缶、金具類など		できるだけリサイクルし、産業廃棄物許可業者へ委託してください。金属類を市の清掃工場へ搬入することはできません。
	ガラス・陶磁器類	コップ等のガラス類、陶器類、蛍光灯など		できるだけリサイクルし、産業廃棄物許可業者へ委託してください。ガラス・陶磁器類を市の清掃工場へ搬入することはできません。
	● 蛍光灯や電球は、産業廃棄物の金属くずとガラスくずの混合物に分類されます。			
	電池	乾電池、ボタン電池や充電電池など		できるだけリサイクルし、産業廃棄物許可業者へ委託してください。金属類を市の清掃工場へ搬入することはできません。
	- 電池は産業廃棄物の金属くずと汚泥の混合物に分類されます。 - ボタン電池や充電電池はリサイクルしてください。			
一般廃棄物／産業廃棄物	木くず	木製品、木製パレット、せん定枝など		できるだけリサイクルし、自ら市の清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。産業廃棄物の木くずを市の清掃工場へ搬入することはできません。
	- 建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。また、貨物の流通のために使用したパレット等も産業廃棄物です。 - 市の清掃工場への搬入にあたっては、大きさ等の制限があります。詳細は搬入する工場へお問い合わせください。			
	古布	不要になった作業着、制服など		できるだけリサイクルし、自ら市の清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。産業廃棄物の古布を市の清掃工場へ搬入することはできません。
産業廃棄物	● 建設業、繊維工業などの業種から発生する古布（繊維くず）は産業廃棄物です。			
	その他（大型ごみなど）	事業所の机、椅子、ロッカー、家電製品、パソコンなど		できるだけリサイクルし、産業廃棄物処理業者へ委託してください。エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機、テレビ、衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられています。販売店やメーカーにお問い合わせください。